

議案第4号

愛西市個人情報保護条例の一部改正について

愛西市個人情報保護条例（平成21年愛西市条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市個人情報保護条例の一部を改正する条例

愛西市個人情報保護条例（平成21年愛西市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

第2条第2号を次のように改める。

（2） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第9号中「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を削り、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

（3） 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

（4） 要配慮個人情報 本人の人種、信条（思想及び信教を含む。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含ま

れる個人情報という。

第3条中「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を削る。

第4条中「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

第6条第3項を次のように改める。

3 実施機関は、要配慮個人情報のうち、信条（思想及び信教を含む。）に関する個人情報及び審査会の意見を聴いた上で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 法令又は条例の規定に基づくとき。

（2） 犯罪の予防等を目的として収集するとき。

（3） 審査会の意見を聴いた上で、事務の目的を達成するため必要があると実施機関が認めたとき。

第7条中「（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次条において同じ。）」を削る。

第13条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 要配慮個人情報の有無

第14条第1項中「（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この節及び次節において同じ。）」を削る。

第16条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第17条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第34条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改め、同条第4項中「保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、」を削る。

第43条から第46条まで及び第48条中「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を削る。

第51条中「（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下同じ。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(愛西市情報公開条例の一部改正)

2 愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。